

国 搜 第 1392号

平成22年7月16日

埼玉県警察本部長

埼玉県警察国際犯罪捜査要領の制定について（通達）

（概要）

本通達は、近年、犯罪のグローバル化の進展は、国際犯罪を増長させ、特に県内の国際犯罪組織による犯罪は広域化、組織化を強め、その手口も複雑かつ多様化、悪質巧妙化していることを鑑み、こうした国際犯罪に的確に対処するため

- 国際犯罪捜査の基本的留意事項
- 外国捜査機関との国際捜査共助
- 国内における外国人又は外国に関する事件の捜査
- 国内における外国人又は外国に関する事件の捜査
- 国外における日本人又は日本に関する事件の捜査
- 国外逃亡被疑者の捜査

等について定めている。